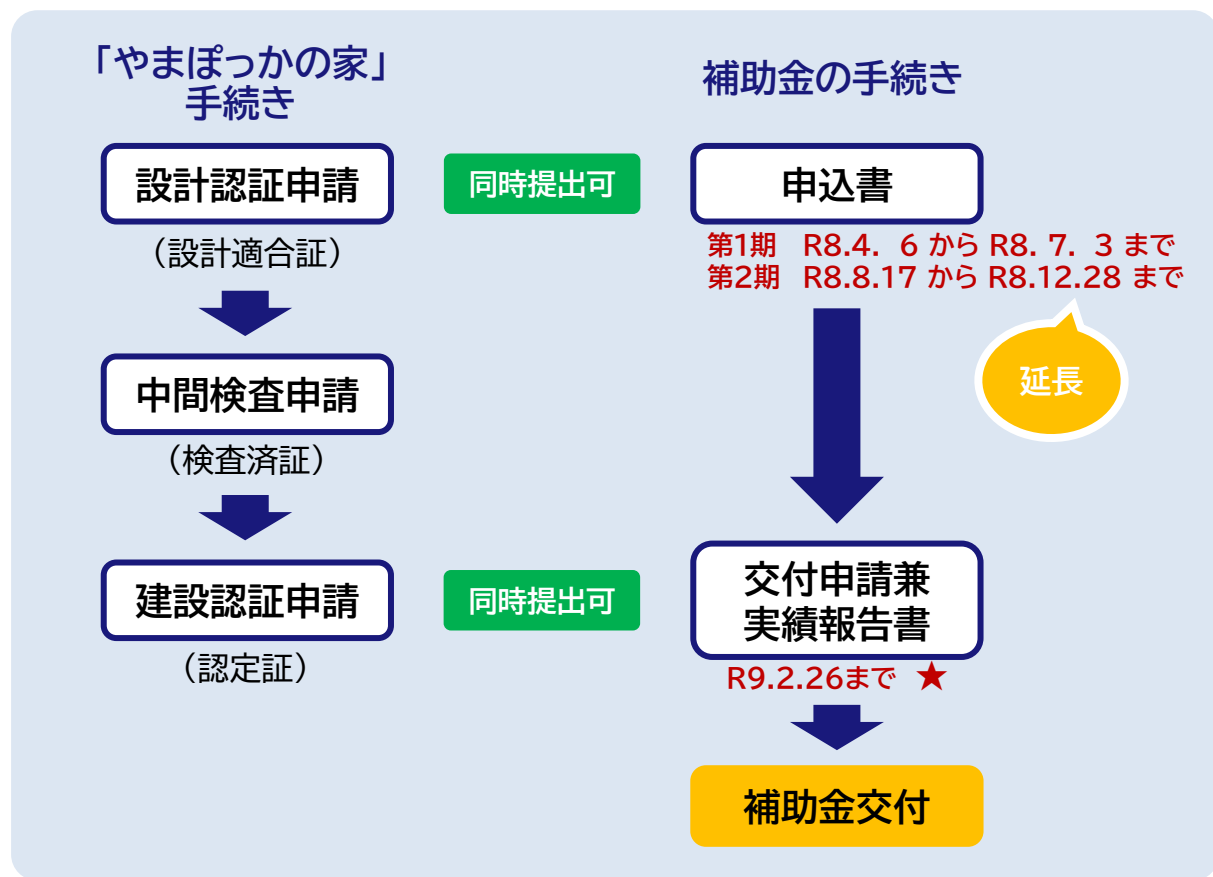


手続きの流れ



！！利用にあたっての留意点！！

- 広く多くの方に利用いただけるように、補助金の申込みは **住宅1戸につき1回** に限ります。当該申込みを行った後に **辞退** された住宅については、**以後、当該補助金の交付を受けられません** ので、申込みのタイミングについては十分にご検討ください。
- **令和9年2月26日** までに住民票などの **必要書類を全て準備** の上、交付申請書兼実績報告書を提出する必要があります。提出できない場合は **補助金の交付を受けることができません** ので十分にご注意ください。

※学区の関係で住民票の異動ができない場合があります。

転居を予定している場合は、事前に学校等にご確認ください。

★イラン情勢による工期遅れなどの理由により、やむを得ず提出期限に間に合わない場合は、予算の範囲内で、提出期限を **令和9年9月30日** までとします。

詳しくは、住宅の建設場所を所管する総合支庁建設部建築課へお問い合わせください。